

議案第112号

福岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する
条例案

上記の議案を提出する。

平成30年 6 月13日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、放課後児童支援員の資格要件を拡大する等の必要があるによる。

福岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する
条例

福岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準を定める条例（平成26年福岡市条例第61号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項第4号を次のように改める。

(4) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状を有する者

第10条第3項に次の1号を加える。

(10) 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。